

生徒心得

青森県立青森東高等学校

令和7年度版

校 章



昭和 39 年 3 月 2 日制定

校章の図案は青森市出身の浜田英一画伯（青森在住）をお願いして作成したものであります。浜田先生は昭和 39 年の暮に東京へ移転されるまで、長らく故郷の青森市にお住まいでしたので、校地の原別は終始スケッチに歩き回られ、周囲の風景はもちろん、付近の一木一草にいたるまで手に取るようによくご存じの方であります。

本章は単純で力強い感じを与える図柄ですが、次のようにいろいろなことがらを表現しております。

まず、四つの鋭角はペンを表し、生徒の本分として探究すべき学問を象徴していることはいうまでもありません。横の鋭角の中心に一線を引いたと仮定すれば、それは同時に校地の南方にそびえる八甲田連峰の雄大な山稜と、それが波静かな陸奥湾に投影している姿をも示すことになります。

したがって北は陸奥湾に臨み、南に八甲田の雄峰を仰ぐ眺望絶佳ですぐれた教育環境を表しているわけです。

次に生徒たちの若々しいエネルギーがその進路、適性、能力に応じて四方八方に伸展するたくましい実践力を象徴すると共に、その力が一部に偏することなく常に調和を保ちながら無限に発展する可能性を表わし、さらに中央に高の字を配することにより、本校の性格と使命をはっきり打ち出しているわけであります。

目 次

教 育 目 標

指導の重点

校 歌

生 徒 心 得

身だしなみに関する心得

ホームルーム・生徒会活動に関する要綱

生徒会会則

部及び同好会の新設と改廃とに関する内規

生徒会選挙管理委員会施行規則

校外団体加入規程

懲 戒 規 程

生徒館使用規程

運転免許証取得並びにその使用に関する規程

生徒会会計内規

生徒会慶弔規程

生徒部関係申し合わせ

青森東高校クラブハウス管理運営規程

青森東高校クラブハウス使用心得

図書館利用規程

本校の沿革

応援歌

教育目標

1. 綱 領 自 主 ・ 礼 節 ・ 友 愛

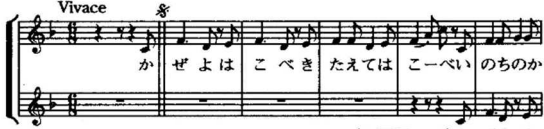
2. 教育方針

教育基本法の精神に則り、生徒をして本校の綱領を体得させることを旨とし、健全な心身の発達を図り、豊かな個性を伸ばし、国家・社会・郷土の進展に寄与する人間を育成する。

3. 教育目標

- (1) 自主・自律の精神を涵養し、創造的な思考力を持った人間を育成する。
- (2) 自他を敬愛し、協調性に富み、責任を重んじ、規律正しい人間を育成する。
- (3) 勤労意欲と実行力を持つ人間を育成する。
- (4) 健康保持の習慣を養い、心身ともに健全な人間を育成する。

校

Vivace 

か ぜ よ は こ べ き た え て は こ ー べ い の ち の か
(2回目のみ)か ぜ よ は
お り さ わ や か に ー か ぜ よ は こ べ き た え て は
こ べ き た え て は こ ー べ い の ち の か お り さ わ や か
こ ー べ い の ち の か お り さ わ や か に ー い ま い
に ー か ぜ よ は こ べ き た え て は こ ー べ い ま い
ま の い ま か ら さ え た ー み ら い の ふ る さ と
を ー ー み ん な の む ね に む か え よ う
ひ か り
か ぜ よ は こ べ き た え て は

歌



み わ た る ー あ お も ー り の
こ ー べ い の ち の か お り さ わ や か に ー か ぜ よ は こ べ き
ー ひ が し で ー ー ー は
た え て は こ ー べ い の ち の か お り さ わ や か に ー は
ず む か ら だ の す こ や か さ を ー ふ か い ち
え の き ら め き を あ た ら し い の ぞ み の つ ば さ
を た の し く き び し く き そ う も の ー
ー ー ー か ^{D.S.} み ん な の む ね に
ー む か え よ う ー

風よはこべ鍛えてはこべ
いのちの香り爽やかに
いまいまのいまから
冴えた未来のふるさとを
みんなの胸にむかえよう
ひかり澄みわたる青森の東で
はずむ身体の健やかさを
ふかい知恵のきらめきを
新しい望みの翼を
楽しくきびしく競うもの

校 歌

木島 始 作詞
間宮芳生 作曲

生徒心得

本校の綱領・教育方針に基づき、教育目標を達成するため、生活規範についての認識を深め、常に自己に厳しい実践を課する生徒心得を次のように定める。

生徒育成の基本的なねらい

- (1) 高い教養と創造性のある深い思考力を身につける。
- (2) 適正な判断力のもと強い克己心を養う。
- (3) 自他に責任を持ち、自主的で自律的な自己実現を図る。
- (4) 友愛を育んで協調性を発揮し、常に礼節を重んじ、他人に対する敬愛の念と奉仕の精神を育てる。
- (5) 学校や社会の向上と発展に尽くすことのできる品格と実行力を育てる。

1. (身だしなみ) 制服着用ของときはもちろん、服装をはじめとする身だしなみは清潔・端正を保ち、いたずらに流行に走ることなく質素であること。身だしなみに関する心得は別に定める。

2. (登校・下校) 時間を厳守し常に安全を心がけ、厳正な態度を保たなければならない。

(1) 登校に際しては、始業5分前までに出勤するように心がけること。やむを得ず遅刻をする場合は、予め保護者等よりホームルーム担任に連絡し、登校後は直ちに所定の手続きをとること。

(2) 部活動・講習等で居残りする場合は平日は19時30分、休日は16時00分までには下校すること。

(3) 登下校の際は、徒歩・自転車通学に限らず交通規則と交通道德を守り、事故防止を心がけること。

(4) 列車・バス等を利用して通学する者は、危険な行為や他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(5) 自転車通学生は、所定の自転車通学路を通り、定められた置場に自転車を整理して置き、必ず鍵をかけること。

(6) 身分証明書を常に携帯すること。

3. (所持品) 校内における所持品は、学校の学習活動に必要なものに限り、使用にあたっては管理に責任を持ち、大切に扱うだけでなく効用も心がける。

(1) 学用品その他の所持品は、すべて質素を旨とし、清潔・整頓を心がけ、必ず自己の年次・組・氏名を明記すること。

(2) 刃物など危険な物の持参は厳禁とする。

(3) 不必要な金銭物品は持参しない。必要があつて持参した時は、必ず身につけておくか、ホームルーム担任に預けること。特に教室を移動する授業の際は、必ずロック式ロッカーに入れ施錠して自己管理すること。

(4) ロッカー内は常に清潔を保ち、きれいに整頓しておくこと。

(5) 友人間の金銭、物品の貸借はみだりに行わないこと。

(6) 娯楽雑誌、娯楽用具、その他無用の物を持参しないこと。

4. (学 習) 学習は高校生の本分であり、常に自己を向上させるよう努めること。

(1) 予習と復習を習慣化する努力を怠ってはならない。

(2) 学習に臨んでは、終始集中できる心身の態勢を整え、最大の成果をあげなければならない。

5. (部活動) 心身の調和のとれた自己を形成し、個性を豊かに伸ばすため、部活動に参加する

ことが望ましい。

- (1) 部活動の時間は、19時までとする。ただし、休日においては、15時45分までとする。
 - (2) 限られた時間において活動の充実を図り、学習活動との両立を期さなければならない。
 - (3) 部活動等で出校した場合は、顧問の指導を受けること。
6. (校内生活) あらゆる生活の場で克己心を養って自己の向上を図り、友愛と連帯感に基づいたより良い人間関係と集団生活の規律を確立する。
- (1) 修学旅行、遠足、体育祭、東高祭等の学校行事は、授業と共に教育の一環として行われるものであるから、理由なくして参加しなかったり欠席したりしてはならない。
 - (2) 校舎、校具を誤って破損、紛失したときは直ちにホームルーム担任に届け出ること。
この場合一部または全部を現品または金銭で弁償させることもある。
 - (3) 火気の使用は禁ずる。
 - (4) 学校の施設・備品を用いて活動を行う場合には、必ず事前に施設利用許可願を生徒部に提出し許可を受けること。
7. (環境の整備) 美しい学校環境の維持に努め、更に誇り得る環境づくりを心がける。
- (1) 校舎内外を汚してはならない。特に清掃は丁寧に行うこと。
8. (校外生活) 常に本校生としての自覚と誇りを持って、品位と厳正な態度を保たなければならない。
- (1) 違法行為はもとより、他人に迷惑をかけたり不快感を与えたりする行為は慎み、社会より非難を受けるような言動があってはならない。
 - (2) 外出の際は、行先、用件、帰宅予定時刻を明らかにしておくこと。夜間外出は21時以後は禁ずる。やむを得ず夜間外出する場合は、原則保護者等に同伴してもらうこととする。
 - (3) みだりに盛り場を徘徊するなど、高校生として望ましくない場所への出入りは禁ずると共に、非行や問題行動を誘発する行為は慎むこと。
 - (4) 交友においては、互いの理解と協力により友情を培うことが肝要であり、節度に欠けることは慎まなければならない。
9. 届け・願いに関する心得
- (1) 欠席の場合は、その都度保護者等よりホームルーム担任に連絡し、さらに届けを提出すること。
 - (2) 病気欠席が一週間以上におよぶ場合は、医師の診断書を添えること。
 - (3) 長期欠席する場合は、随時その状況をホームルーム担任に届け出ること。
 - (4) あらかじめ遅刻、外出、早退(欠課)の必要がある場合は、その都度保護者等よりホームルーム担任に連絡すること。
 - (5) 本人または、家族が感染症にかかったときは直ちにその旨ホームルーム担任に届け出ること。
 - (6) 忌引日数は次のとおりとする。
父母・・・・・・・・・・7日以内
祖父母、兄弟、姉妹・・・3日以内
伯叔父母、曾祖父母・・・1日
 - (7) 病気のため休学する場合は、医師の診断書を添えて所定の様式により願い出なければならない。その他の理由で休学する場合、または復学する場合もこれに準ずる。
 - (8) 校内での掲示・配布等に関しては、生徒部から許可印を押印してもらうこと。
 - (9) 下記の届けは緊急時に生徒の安否や所在を確認するために提出しなければならない。提出する際には必ず保護者等の同意を得ること。
- 1 旅行届(学生割引証下付願)
 - 2 校外行事参加届

- (10) アルバイトは、長期休業中の講習期間外のみ許可する（3年次は就職決定者のみ）。保護者の承諾を得て、証明申請書（事業者側が作成）とともに提出しなければならない。
- (11) 下記の願または届はホームルーム担任・部活動顧問の指示に従い行わなければならない。

- 1 休学願，退学願，復学願，転学願
- 2 長期欠席願(医師の診断書添付)
- 3 在学証明書，成績証明書，卒業見込証明書，調査書等下付願
- 4 生徒保護者の氏名，本籍，住所の変更届
- 5 校舎の破損，または校具破損もしくは紛失届
- 6 アルバイト許可願
- 7 異装許可願
- 8 下宿届(間借含)
- 9 施設利用許可願
- 10 遺失届，拾得届，盗難届
- 11 公欠届
- 12 運転免許証取得許可願
- 13 部活動入部届・退部届

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正・施行

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 27 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 29 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 3 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 4 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

身だしなみに関する心得

1. 服装・頭髪は、常に本校生としての品位を保つものであるように心がけること。
2. 登校、下校の際及び特に指示されたときには、本校規定の制服を着用すること。
3. 本校規定の服装は次のとおりである。（夏服は6月1日から9月30日まで。前後2週間に移行期間を設ける。）

◎制服

＜男子＞

○冬服

黒詰えり標準学生服上下。所定の胸及び袖ボタン、左えりにバッジをつけること。
くつ下：華美なものは禁ずる。

○夏服

学校指定の白ワイシャツ(学校指定)を着用する。半袖も可。
標準学生ズボン
くつ下：華美なものは禁ずる。

＜女子＞

○冬服

紺地(指定)上衣えりなし白ブラウス。
ジャンパースカート：車ひだ16, 丈：膝蓋にかかる程度。所定のバッジをつけること。
スラックス：学校指定。
ストッキング：黒色。

○夏服

白長袖ブラウス、ジャンパースカート、スラックス、ソックス。白半袖ブラウスを略装として認める。ブラウスは指定のものとする。所定のバッジをつけること。
・ストッキング・ソックスについて
式典時以外の寒い時期はストッキングの上にソックス(黒・紺)も可とする。夏服における式典時のソックスは黒または紺色とする。

◎くつ

- 通学用は短ぐつまたはズック(かかとの低いものとし、校内用と判別できるもの。)
- 雨天時または冬期間は長ぐつまたはブーツを着用してもよい。いずれも華美にならないこと。
- 室内用ズックは指定のものとする。

◎体育用服装

体育用服装は学校指定のものとする。

◎防寒・防雨具

- コート、レインコート等は形、色は特に指定しないが、着用目的にそった実用的であるものとし華美にならないこと。
- 防寒用として帽子、マフラー、手袋等の着用は認めるが、いずれも華美にならないこと。

◎その他

○頭 髪

証明写真の撮影に準ずる髪型とし、常に清潔であること。パーマ、毛染めなど特異な髪型は禁ずる。髪留めは黒・紺・茶とする。

○通学用カバン

形、色、素材などは指定しないが、機能的なものを使用すること。

○通学用自転車

形、色などは指定しないが、用途に応じた安全性の高いものを使用すること。常時使用する通学用自転車は学校へ登録し、交付されたステッカーを必ず車体貼付すること。
定められた場所へ駐輪し、ツーロックを遵守すること。複数台使用する場合は、その自転車にもステッカーを貼付すること。

※制服、バッジ等定められたものに手を加えて型などを変えてはならない。

※やむを得ない理由で制服を着用できない場合は、「異装願」を提出して許可を得ること。許可

証はその期間携帯すること。

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正・施行

附 則 平成 25 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 25 年 11 月 20 日一部改正

附 則 平成 27 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 6 年 4 月 1 日一部改正

ホームルーム・生徒会活動に関する要綱

1 目 標

望ましい集団活動を通して豊かな充実した学校生活を経験させ、自律的、自主的な生活態度を養うとともに、民主的な社会及び国家の形成者として必要な資質の基礎を育てる。

- (1) 人間として相互に尊重し合い、友情を深めるとともに、集団の規律を遵守し責任を重んじ、協力して共同生活の充実発展に尽くす態度を養う。
- (2) 広く考え、公正に判断し誠実に実践する態度を養うとともに、公民としての資質、特に社会連帯の精神と自治的な能力の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を増進し個性を伸長するとともに、人間としての望ましい生き方を自覚させ、将来の生活において自己を実現する能力を育てる。
- (4) 健全な趣味や豊かな情操を育て、余暇を活用する態度を養うとともに、勤労を尊重する精神の確立を図る。

2 ホームルーム

(1) 内 容

ホームルームは、学校における基礎的な生活の場であって、そこでは、主として次のことがらを取り扱う。

ア ホームルームとしての共同生活の充実に関する問題

イ 個人としての生き方に関する問題

ウ 集団の一員としての生き方に関する問題

エ 学業生活及び進路の選択決定に関する問題

(2) ホームルーム役員

ホームルームには下記の役員をおき、その任期は1年とする。

	(役員)	(人員)	(任務)
議 長	長	1	ホームルームを代表し、ホームルーム担任の指導のもとにホームルームの円滑な運営に当たる。また生徒会中央委員会委員を兼ねる。
副 議 長	長	男女各1	議長を補佐し議長に事故があるときは代行する。
会 計	計	男女各1	ホームルーム内の会計一切の事項をつかさどる。
書 記	記	男女各1	ホームルームにおける記録に関する事項をつかさどる。
教 務 委 員	員	男女各1	ホームルームの出欠統計等の業務をつかさどる。
刊 行 委 員	員	1	学校文集「ひんがし」の刊行に関する業務をつかさどる。
応 援 委 員	員	男女各1	学校における応援に関する事項をつかさどる。
環 境 整 備 委 員	員	男女各1	環境整備に関する一切の事項をつかさどる。
規 律 委 員	員	1	生活規律に関する一切の事項をつかさどる。
選 挙 管 理 委 員	員	1	選挙に関する一切の事項をつかさどる。
保 健 委 員	員	男女各1	ホームルーム内の保健に関する事項をつかさどる。
図 書 委 員	員	2	図書館規程による業務をつかさどる。
学校家庭クラブ委員	員	2※	学校家庭クラブ活動に関する業務をつかさどる。
競技大会実行委員	員	男女各1	球技大会・体育祭に関する事項をつかさどる。

その他ホームルームで必要とする係役員は、ホームルーム毎に選出することができる。また、この他に各部活動の部長で構成される体育常任委員、及び文化常任委員、有志による生徒会執行委員も含まれる。

※学校家庭クラブ委員の人員は1年次より各ホームルームより2名、2・3年次については有志の者で構成することとする。

3 生徒会活動

生徒会は、全校の生徒を会員とし、主として次の活動を行う。

- (1) 学校における生徒の生活の改善と向上を図る活動
- (2) ホームルーム及び部活動における生徒の活動の連絡調整に関する活動
- (3) 学校行事への協力に関する活動

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正・施行
附 則 平成 30 年 4 月 1 日一部改正
附 則 平成 31 年 4 月 1 日一部改正
附 則 令和 4 年 4 月 1 日一部改正
附 則 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は青森県立青森東高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は会員相互の協力に基づき学校生活を楽しく規律あるものとし、校内の集団活動に積極的に参加して自主的に行動を律し、自治的な能力を養い、校風の高揚と、有為なる公民としての資質を育成することをもって目的とする。

第3条 本会の運営は学校の教育方針に基づき、前条の目的達成のために顧問教師を置き、その適切な助言を受ける。

第2章 会 員

第4条 本会は本校生徒全員をもって構成する。

第5条 全会員は学校内外の活動に関し、校長に認められた範囲内で、自発的に、または校長に依頼された事項に関して審議実行する権限を有する。

第6条 全会員は会員ならびに、これに基づく規則の制定及び改正その他の事項について要請することができる。

第7条 全会員は会則その他の規則に従わなければならない。

第8条 全会員は定められた額の会費を納入する義務を負う。

第3章 ホームルーム

第9条 ホームルームは校内における基礎的な生活の場であり、その限りにおいて全体的な生徒会活動の基盤となる。

第10条 前条の本旨に基づいて、その運営はホームルームにおいて決する。ただし、生徒会各機関と密接に連絡を図る。

第4章 組 織

第11条 本会は次の機関を持つ。

生徒大会、執行委員会、中央委員会、特別委員会、部及び同好会、体育ならびに文化常任委員会、応援委員会・応援団、規律委員会、刊行委員会、選挙管理委員会、競技大会実行委員会。

第12条 前条の補助機関として専門委員会を設けることができる。

第13条 本会のすべての会議はその長が招集し、会議の成立は構成人員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし第28条を例外とする。

議決は出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第5章 会長及び副会長

第14条 会長(1名)及び副会長(1名)は全会員の選挙によって選出される。

第15条 会長は本会を代表し、その会務を総括する。

第16条 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるとき、その職務を代行する。

第17条 会長、副会長の任期は10月から翌年の役員改選選挙後までの1年間とする。選挙は生徒会選挙管理委員会施行規則に基づいて行う。

第6章 機 関

1 生徒大会

第18条 生徒大会は会員相互の意見交換の機関とする。

第19条 議長、副議長(各1名ずつ)は中央委員会が指名し、その任期は当該生徒大会の終了とともに終わる。

第20条 生徒大会は定例で年1回開催するものとし、このほかに次の場合開催する。

- (1) 会長の要請があった場合。
- (2) 中央委員会が必要と認めた場合。
- (3) 会員の署名による5分の1以上の要請があった場合。

2 執行委員会

第21条 執行委員会は本会の執行機関であり、会長・副会長・書記・会計(4名)・企画担当・広報担当、及び有志若干名の執行委員により成り、会長がこれを代表する。

第22条 企画担当・広報担当は会長の指名に基づく若干名で構成し、中央委員会の承認によって決定され、会長に協力して本会の運営の企画に参加する。

第 23 条 会計及び書記は会長が指名し中央委員会の承認によって決定される。

第 24 条 会計は本会の会計内規に基づいて財務を行う。

第 25 条 書記は生徒大会、執行委員会、中央委員会の会議を記録し書類を保管する。

3 中央委員会

第 26 条 中央委員会は生徒会の最高議決機関である。

第 27 条 中央委員会は各ホームルームの議長をもって構成する。

第 28 条 この委員会の成立は構成人員の 3 分の 2 以上の出席を必要とする。

第 29 条 委員会は委員長(1 名)、副委員長(1 名)を置き、委員の互選により選出し委員長は委員会を代表し議事を主宰する。委員長の選出されたクラスはさらに 1 名を出席させなければならない。

第 30 条 第 25 条における各会議の議事録は委員長の点検を受けるものとする。

第 31 条 委員の任期はホームルーム役員としての任期と同任期とする。

第 32 条 会議は傍聴を認めるが、委員長は場合により傍聴者の退場を命ずることがある。

4 特別委員会

第 33 条 特別委員会として次のものを置く。

(1) 予算審議委員会

(2) 会計監査委員会

(3) 部同好会審査委員会

第 34 条 予算審議委員会は執行委員会委員及び中央委員会委員より互選する若干名で構成し、会長がこれを主宰する。

第 35 条 会計監査委員会、部同好会審査委員会は中央委員会委員より互選された若干名で構成し、前期委員会委員長がその委員会を代表する。委員の任期はその業務に関する期間とする。

5 部及び同好会

第 36 条 部及び同好会は会員の希望者によって構成し、部及び同好会は部長及び必要な係委員を選出し部長は部及び同好会を代表するものとする。

第 37 条 部及び同好会の改廃に関しては、部同好会審査委員会を通して中央委員会がこれを決定する。細則については別に定める。

第 38 条 部は予算審議委員会または会計監査委員会の要求に応じて、希望予算ならびに決算報告書を提出する義務を有する。

6 体育ならびに文化常任委員会

第 39 条 部及び同好会の連絡調整の円滑化のため、体育ならびに文化常任委員会を設ける。

第 40 条 部及び同好会は、前条のいずれかの委員会に属し、各委員会は部及び同好会の代表者をもって構成する。その開催は必要に応じて行う。

第 41 条 体育ならびに文化常任委員会はおのの委員長、副委員長を選出し、それぞれ各委員会を代表し、中央委員会の部及び同好会に関する審議に参加する権利を有する。

7 刊行委員会

第 42 条 生徒会の報道機関として刊行委員会を設け、新聞、および生徒会誌の編集発行の業務を担当し、それぞれの専門委員会を設ける。

第 43 条 刊行委員会は各ホームルームより選出された 1 名の代表者をもって構成し、委員長及び副委員長を選出する。

8 応援委員会・応援団

第 44 条 応援委員会は校内外における行事に参加する各部選手の意気高揚をはかり、応援を通して全校生徒の団結と協調性を養うことを目的とする。その細則については別に定める。

第 45 条 委員会の構成は各ホームルームより選出された 2 名(男子 1 名、女子 1 名)と希望者若干名により構成される。

第 46 条 委員長、副委員長は委員の互選によって選出し、中央委員会の承認をもって決定する。

第 47 条 本委員会は生徒会全員をもって本校応援団を組織する。

第 48 条 委員長は応援団長として応援団を総轄し、副委員長は副団長として団長を補佐する。委員は応援団幹部として一般団員のリーダーとなる。

9 環境整備委員会

第 49 条 環境整備委員会は、プランターや清掃用具の管理等、校内の環境整備業務を担当する。
第 50 条 環境整備委員会は、各ホームルームより選出された男女各 1 名の代表者をもって構成し
委員長および副委員長を選出する。

10 規律委員会

第 51 条 本会は校内における全会員の生活の改善と、福祉の向上を図り、規律ある自主的な学校
生活の維持・向上を目的として規律委員会を設ける。

第 52 条 規律委員会は、各ホームルームより選出された 1 名の代表者をもって構成し、委員長お
よび副委員長を選出する。

11 選挙管理委員会

第 52 条 選挙管理委員会は各ホームルームより選出された 1 名の選挙管理委員をもって構成
し、委員の互選により委員長および副委員長を選出する。

選挙管理委員は立候補者および責任者となることはできない。

第 53 条 選挙管理委員会は、選挙の適正で円滑な実施を図るために計画準備に関する一切の
事務を行う。

第 54 条 選挙管理委員会は、互選により準備委員会を結成し、選挙管理委員長のもとで選挙に
関する一切の事務を行う。

第 55 条 選挙管理委員会の選挙実施の具体的な手続き、選挙運動、投票、その他規定は別に定める。

12 保健委員会

第 56 条 保健委員会は各種検査、及び教室環境の衛生管理の補助を担う。

第 57 条 保健委員会は、各ホームルームより選出された男女各 1 名の代表者をもって構成し、委
員長および副委員長を選出する。

13 図書委員会

第 58 条 図書委員会は図書館規程に則り図書の管理、新刊等の紹介、昼休み時の図書館の運営を
行う。

第 59 条 図書委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員をもって構成し、委員の互選
により委員長および副委員長を選出する。

14 学校家庭クラブ委員会

第 60 条 学校家庭クラブ委員会は、全国高等学校家庭クラブ連盟の活動に沿って研究活動・交
流活動・ボランティア活動を行う。

第 61 条 学校家庭クラブ委員会は各ホームルームより選出された 2 名の委員(1 年次からは 2 名、
2・3 年次は有志)をもって構成し、委員の互選により委員長および副委員長を選出する。

15 競技大会実行委員会

第 62 条 競技大会実行委員会は各ホームルームより選出された男女各 1 名の委員をもって構
成し、委員の互選により体育祭実行委員長および副委員長を選出する。

第 63 条 競技大会実行委員会は、生徒会執行委員とともに球技大会および体育祭を企画立案し、
各ホームルームへの連絡調整を行う。また、球技大会および体育祭における運営を行う。

第 7 章 年度及び会計

第 64 条 本会の活動及び会計年度は 4 月から 3 月までとする。

第 65 条 本会の経費は入会金・会費等による。会費に関する事項は中央委員会が決定する。

第 66 条 毎会計年度の予算案は予算審議委員会が審議し、中央委員会で決定する。

第 67 条 不慮の支出に備え、中央委員会の議決に基づいて予備費を設ける。また、支出にあた
っては中央委員会の承認を得なければならない。

第 68 条 生徒会の収入支出の決算は、すべて毎年会計監査委員会がこれを監査し、その結果を
中央委員会へ報告しなければならない。

第 8 章 改正

第 69 条 生徒会会則改正の発議は次の場合に採択する。

(1) 中央委員会構成員の過半数の賛成があった場合

(2) 会員の 5 分の 1 以上の要求があった場合

第 70 条 改正原案は会則改正委員会が起案する。会則改正委員は中央委員会より互選された
若干名と、各ホームルームから 1 名ずつ選出される。

第 71 条改正案はホームルームごとの過半数の賛成により決定する。

第 9 章 補足

第 72 条 本会則は本会の最高法規となる。

第 73 条 本会の各機関は運営に関する細則を設けることができる。

第 74 条 生徒会役員の欠員の生じた場合は補充を行い、その任期は残任期間とする。

第 75 条 各機関の組織会は会長が招集する。

第 76 条 本会則は昭和 39 年 4 月より施行する。

附 則 平成 30 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 31 年 4 月 1 日一部改正

附 則 令和 7 年 4 月 1 日一部改正

部及び同好会の新設と改廃とに関する内規

生徒会会則第 37 条に従い、部・同好会の新設と改廃について次のように内規を定める。

第 1 章 部同好会設置のための基本的条件

第 1 条 部・同好会の新設には、次の諸条件が満たされることを要する。

- (1) 活動の目的、内容が健全であり、本校の教育目標に沿う適切なものであること。
- (2) 設立希望の生徒数が、文化系の同好会にあつてはおおよそ 10 名以上であること。体育系の同好会にあつてはチーム編成に要する人数以上であること。
- (3) 顧問(教職員)に適當する指導者が継続的に得られるとみこまれること。
- (4) 活動、練習の場所が原則として校内にあること。

第 2 条 同好会の予算は 1 万円以下とする。尚、同好会の出場する大会・試合の参加料、負担金、登録料、遠征費等は各同好会の負担とする。

第 3 条 部の新設は原則として同好会を経たもの以外認めない。

第 2 章 設置の手続きと承認

第 4 条 設置の条件を満たし設立の希望を有する者は所定の申請書に必要事項を記入し、生徒会長

を経て校長に提出すること。

第 5 条 生徒会長は申請書が提出された場合、校長の同意を得て、部同好会審査委員会にはかりその内容を審議検討させる。

第 6 条 部同好会審査委員会は、審査の結果を中央委員会に提出し、中央委員会は、設置の場合校長

の承認を得てこれを決定する。

第 3 章 部、同好会の昇格と降格及び廃止

第 7 条 同好会から部への昇格は、同好会の申請に基づき、(1)活動内容が以前より充実しているか、(2)成績・技術などが向上しているかなどを考慮し、部同好会審査委員会が審査し、中央委員会で決議したのち、校長の承認を得て決定する。

第 8 条 部から同好会への降格は、年間の活動内容が円滑であるかを部同好会審査委員会が審査し、1 年間活動がなかった場合は、中央委員会で決議したのち、校長の承認を得て決定する。

第 9 条 著しくその活動が停滞したり部員数が減少し活動が困難となるかあるいは顧問(教職員)が得られない部同好会はこれを廃止する。

第 10 条 前条についての手続きはまず部同好会審査委員会が審議検査した結果を中央委員会に提出し、中央委員会は再度審議して廃止の場合校長の承認を得てこれを決定する。

第 11 条 部同好会審査委員会は、12 月に定例会を開き、各部・同好会にその活動内容を報告させる。

第 4 章 補 足

第 12 条 本規定は平成 5 年 4 月 1 日より発効する。

生徒会選挙管理委員会施行規則

第 1 章 総 則

第 1 条 この規則は生徒会会則の規定に基づき、会長及び副会長を公選する選挙に関する事項を定める。

第 2 章 選挙管理委員会

第 2 条 選挙管理委員会は、選挙の適正で円滑な実施を図るために、その計画及び管理上の一切の事務を行う。

第 3 条 選挙管理委員会は、各ホームルームより選出された 1 名の選挙管理委員をもって構成し、委員の互選により選挙管理委員長及び副委員長を選出する。

選挙管理委員は立候補者及び責任者となることができない。

第4条 選挙管理委員会は構成人員の過半数をもって会議を開催する。

第5条 選挙管理委員会は互選により準備委員10名を選出する。

第6条 準備委員会は選挙管理委員長のもとに、選挙が公正かつ迅速に行われるように選挙準備に関しての一切の事務を行う。

第7条 選挙管理委員会は細則を定めることができる。

第3章 立候補届出

第8条 立候補者は選挙が行われる10日前迄に立候補推薦責任者(以下責任者と称する)1名及び立候補支持者5名以上の連署をもって選挙管理委員長に届け出て掲示用紙を受領する。

第4章 選挙運動

第9条 選挙運動は立候補届け出のあった日から投票日の前日までとする。

第10条 掲示用紙は次のとおりとする。

- (1) 白模造紙3枚、白画用紙20枚以内とする。
- (2) 掲示用紙は選挙管理委員会の定める場所に掲示する。
- (3) 掲示用紙は選挙管理委員会の検印を必要とする。

第11条 立候補者及びその責任者は、立会演説会の2日前までに原稿を選挙管理委員長に提出しなければならない。

第12条 立候補者のホームルーム訪問は自由とする。

第13条 校内放送による演説の可否については、そのつど選挙管理委員会が協議決定する。

第14条 立会演説は、選挙投票日に立候補者と責任者が行う。

第5章 投票

第15条 投票の方法はそのつど選挙管理委員会が協議決定する。

第16条 投票は単記無記名とする。

第6章 開票方法

第17条 選挙管理委員会は、即日責任者の立合いのもとに開票を行う。

第18条 次の投票は無効投票とする。

- (1) 指定以外の用紙を用いた場合
- (2) 白票で出した場合
- (3) 不鮮明で判読不能の場合
- (4) 立候補者以外の氏名を書いた場合
- (5) 2人以上の立候補者氏名を書いた場合
- (6) 氏名以外の文字を記載した場合
- (7) その他選挙管理委員会の3分の2以上が無効と認めた場合

第19条 選挙管理委員会は翌日結果を発表する。

第7章 法定得票

第20条 法定得票は有効票数の4割以上とする。

第21条 最高得票数が法定得票に満たない場合、次点の者と決選投票を行う。

第22条 得点数が同じ場合、決選投票を行う。

第23条 立候補者1名の場合は信任投票を行う。これが成立するには有効投票数の5割を必要とする。

第8章 選挙違反

第24条 立候補者は選挙規則を守り、責任ある行動をとらなければならない。

第25条 違反に関しては選挙管理委員会が協議決定する。

第26条 選挙管理委員の3分の2以上が違反と認めた場合は失格させる。

第9章 改正

第27条 本規則を改正する場合、選挙管理委員の3分の2以上の承認を得て改正案とする。

第28条 前条の改正案は中央委員会の承認をもって効力を発する。

第10章 附則

附則 この規程は昭和49年4月1日から施行する。

校外団体加入規程

第1条 生徒の校外団体加入については、勉学に支障がなくその団体が適当な指導者を得て、特に有意義と認められる場合にかぎり、校長はこれを許可するものとする。

第2条 校外団体に加入する際は、所定の用紙に記入の上ホームルーム担任、生徒部を経て、許可を受けなければならない。

(1) 上記の願いは、年度ごとに更新するものとする。

(2) 必要に応じて校内責任者を定めるものとする。

1 許可を受けたものは、加入団体の活動状況を適時ホームルーム担任に報告しなければならない。

2 校外団体の行事に参加する場合は、団体責任者から文書により校長に届け出なければならない。

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正・施行

懲 戒 規 程

第1条 生徒の懲戒に関しては、青森県立青森東高等学校学則に定めるものの外はこの規程によって行う。

第2条 懲戒はその情状によって、次のように分ける(1) 退 学 (2) 停 学 (3) 訓 告

第3条 停学は無期及び有期とする。

第4条 懲戒の決定は、生徒部において当該生徒の担任教師と連絡をとり臨時生徒指導連絡会議で原案を作成の上、職員会議に発議し、教職員の意見を聴取して校長がこれを行う。

第5条 懲戒をうけた生徒の指導は、原則として生徒部及び当該年次の担当教職員が当る。

第6条 懲戒を受けた生徒に対しては、反省録を提出させる。

第7条 次の各号に該当する者に対しては、懲戒を加えることができる。

(1) 他人の物を窃取した者

(2) 喫煙・飲酒した者

(3) 喫煙具を所持した者

(4) 故意に校舎校具を破損した者

(5) 考査において不正行為及びそれとみなされる行為をした者

(6) 学割及び定期券を不正使用した者

(7) 悪質な道路交通法違反をおこした者

(8) 暴力行為に及んだ者、及びこれに加担した者

(9) ことばやその他による「いじめ」をした者、及びこれに加担した者

(10) 無断でアルバイトをした者

(11) その他法律及び学校の規程に反し、生徒としての本分にそむいた者

附 則 平成 19 年 4 月 1 日一部改正・施行

附 則 平成 21 年 4 月 1 日一部改正

附 則 平成 30 年 4 月 1 日一部改正

生徒館「東朋寮」使用規程

第1章 日 程

(合宿日数)

第1条 合宿は1部当たり年間21日以内とし、1回の合宿を1週間以内とする。

(起床)

第2条 起床時間は午前6時30分とする。ただし、朝の練習(部活動)がある場合は午前5時30分まで早めることができる。

(朝食・登校)

第3条 朝食は午前7時45分までに終了し、午前8時25分には全員登校するものとする。

(夕食)

第4条 夕食は午後5時30分から午後6時までとする。ただし、練習の都合によっては、午後8時30分まで遅らせることができる。

夕食後は食器洗い等、後かたづけをしなければならない。

(入浴)

第5条 入浴は午後8時から午後10時30分までとする。

(夜間練習)

第6条 夜間練習(部活動)は午後10時までとする。

2 夜間、校舎を使用する場合、活動場所(体育館等)以外、入ってはならない。

(消 灯)

第7条 消灯は午後11時とする。消灯時間は厳守しなければならない。

2 各部屋(寝室)では部屋長を決め、消灯10分前には点呼を行い、顧問に報告しなければならない。

第2章施設、設備の利用

(靴、スリッパ)

第8条 外履の靴は、必ず備え付けの下駄箱に入れるものとする。館内では備え付けのスリッパ、もしくは学校指定の上履の靴以外の使用を禁ずる。

(食堂、寝室)

第9条 食堂、寝室の利用は次のとおりとする。

(1) 登校から放課後まで、昼食時の食堂以外の部屋への入室は禁ずる。

(2) ミーティング及び自由時間は、原則として食堂を使用する。

(3) 各自に割り当てられた部屋以外の他の部屋への出入りは禁ずる。

(ロッカー)

第10条 各自の所持品は部屋のロッカーに整理、格納するものとする。

(調理室)

第11条 調理室の使用は顧問の許可を得てから行うものとする。

(2) 使用後は必ず清掃しなければならない。

(3) ガスの使用後は必ず個々の栓を閉め、更に元栓も閉めなければならない。

(4) フライヤー、魚焼き器の使用は禁ずる。

(清 掃)

第12条 清掃は、合宿中の各部の協議で割り当てを決め、朝食前に実施するものとする。

(破損)

第13条 生徒館の施設、設備等を破損した場合には、顧問に報告するとともに、本人が係まで申し出るものとする。場合によっては本人に弁償させることがある。

第3章 合宿中の生活

(外 出)

第14条 合宿中は自由時間であっても許可のない外出を禁ずる。

(迷惑行為)

第15条 合宿中は付近の民家に迷惑をかけるような行為をしてはならない。特に夜間は注意し

なければならない。

(遊具の持ち込み)

第 16 条 生徒館への遊具の持ち込みは一切これを禁ずる。

第 4 章 合宿手続き

(合宿申し込み)

第 17 条 合宿する 10 日前までに、部顧問を通して生徒館の係まで合宿者の希望を通知するものとする。

2 合宿希望者数が定員を超える場合には、各顧問と係が協議して調整を行うものとする。

3 顧問が宿泊しない合宿は許可しない。

(書類等の提出)

第 18 条 生徒館使用許可願、保護者承認書、合宿費は合宿する 7 日前までに一括して部顧問が係まで提出するものとする。

2 提出以降、合宿者数の変更があった場合は速やかに係に連絡する。

(コーチ)

第 19 条 コーチの合宿参加は 1 部 2 名までとし、合宿 7 日前までに合宿申し込み手続きを終えるものとする。

(シーツ、カバー)

第 20 条 入館時、シーツ、カバーを必ず使用する。

2 使用したシーツ、カバー類は各部でまとめて一階倉庫におく。

(鍵)

第 21 条 生徒館の鍵は、入館時事務室から受け取り、退館時には事務室に返すものとする。

第 5 章 顧 問

(合宿計画)

第 22 条 顧問は合宿計画書の内容について十分吟味するものとする。

(合宿中の仕事)

第 23 条 顧問は合宿中、次の各号を行うものとする。

(1) 食事の際、生徒の人員を確認する。

(2) 生徒の清掃状態を点検する。

(3) 生徒の登校日には、生徒を午前 8 時までに登校させる。

(4) 消灯時刻の午後 11 時には各部屋を回り、消灯を確認する。

(5) 就寝前には調理室の個々の栓を閉め、更にガスの元栓を閉める。

(6) 冬季間はストーブの消火、調理室の水抜きを確認する。

(退 館)

第 24 条 顧問は合宿が終了し退館するとき、次の各号を行うものとする。

(1) 清掃の点検

(2) 生徒館の鍵を事務室に返す。

第 6 章 雑 則

(外 来 者)

第 25 条 合宿生以外の生徒の生徒館への立ち入りは禁ずる。

2 合宿生の保護者、OB 等、外来者との面談は午後 9 時までとし、その場所は食堂とする。

(退館処分)

第 26 条 生徒館使用中に次の各号の 1 つに該当するときは、即日退館を命じ、更に当分の間使用を中止させることがある。

(1) 使用規則を守らないとき

(2) 風紀を乱したとき

(3) 保健衛生上、悪影響を及ぼす恐れのあるとき

(4) その他校長が必要と認めたとき

運転免許証取得並びにその使用に関する規程

(総 則)

第1条 本校生徒の在学期間中における運転免許証の取得並びにその使用については、この規程によるものとする。

(運転免許証の取得条件)

第2条 運転免許証を取得することのできるのは、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 法定年齢に達していること。
- (2) 原則として第3年次に在籍していること。
- (3) 運転免許証を取得しなければならない特別の事由があること。

(運転免許証取得許可証の交付)

第3条 前条の規定に該当するもので、運転免許証を取得しようとする生徒は、あらかじめ保護者等の同意を得たうえで、必ず校長に願い出て許可証の交付を受けなければならない。

(自動車学校、教習所への入校・入所)

第4条 自動車学校、教習所へ入校(入所)するものは、あらかじめ前条の許可証の交付を受けた者でなければならない。

2 自動車学校、教習所への入校(入所)は原則として12月1日以降とする。

(車両使用・運転の制限)

第5条 車両等の使用及び運転は原則として禁ずる。

附 則 この規程は昭和52年4月1日から施行する。

附 則 平成21年4月1日一部改正・施行

附 則 平成27年4月1日一部改正・施行

附 則 平成28年4月1日一部改正・施行

附 則 令和4年4月1日一部改正・施行

生徒会会計内規

第1章 総 則

第1条 生徒会会則, 第24条に基づき, 本内規を定める。

2 生徒会の会計担当執行委員は, この内規の定めるところに基づき, これを行う。

第2条 生徒会の諸事業に伴う一切の経費は, 生徒会会則第63条に基づき, 会費・寄付金・事業益金及びその他をもってこれに充てる。

第3条 生徒会会則第8条により, 生徒会会員は, 会費を納入する義務を負う。

第4条 会計年度は生徒会会則第62条に基づき, 4月1日より始まり, 翌年3月31日までとする。

第2章 会費徴収

第5条 会費の徴収は, 生徒会会則第63条に基づき, 中央委員会が決定し, これを行う。

第6条 会費は会計事務職員に納入するものとする。

第3章 予 算

第7条 生徒会会則第33条第1号並びに第34条に基づき予算審議委員会を設置する。

2 予算審議委員会は, 生徒会会則第62条及び第64条に基づき毎会計年度の予算を起案審議し中央委員会がこれを決定する。

第8条 予算編成にあたって, 予算審議委員会は, 生徒会各機関に対して, 期日を限って, 予算要求書の提出を求めることができる。また予算要求理由の説明を求めることができる。

第9条 予算審議委員会は, 生徒会各機関代表の傍聴を認めるが, 必要に応じて傍聴を拒否する権利を留保する。

第4章 予算執行

第10条 予算の執行は, 生徒会会則第23条に基づき任命された会計担当執行委員が, 生徒会会則第24条及び本内規第1条第2項に基づき, これを執行する。

第11条 予算執行に伴う支出は, 次の手続によるものとする。

- (1) 生徒会各機関の責任者は, 顧問教師と協議のうえ所定形式の書面を作成する。
- (2) 会計担当執行委員の照合を経る。
- (3) 会計顧問教師は, 校長の決裁を経て, 会計事務職員に支出を依頼する。
- (4) 生徒会各機関責任者は, 会計事務職員より現金を領収する。
- (5) 所定の精算書により支払先領収書を添付し精算する。

第12条 会計担当執行委員は, 予算執行を記した会計帳簿を作成しなければならない。

第13条 会計担当執行委員は, 当該年度会計の経理状況を中央委員会に報告する義務を負う。また, 要求があれば, 何人に対しても, その記録及び会計帳簿並びに関係文書を公開提示しなければならない。

第5章 備品管理

第14条 生徒会各機関は, 金銭出納簿及び備品台帳を備える。

第15条 生徒会会計担当執行委員は, 生徒会各機関の会計及び備品を監査する。

第6章 決 算

第16条 生徒会会則第33条第2号及び第35条に基づき, 会計監査委員会を設置する。

第17条 会計担当執行委員は, 会計年度終了後速やかに決算書を作成し, 生徒会会則第35条に基づき, 会計監査委員会の監査のうえ, 中央委員会に報告する。

第7章 附 則

第18条 旅費及び慶弔に関する支出規程は別に附則としこれを定める。

第19条 本内規の改正は, 中央委員会の決議による。

第20条 本内規は昭和39年4月より施行する。

附 則 平成27年度4月1日より一部改正

生徒会慶弔規程

第1条 生会会計内規第18条に基づき、本規程を定める。

第2条 生徒会会員の慶弔並びに災害の見舞は、次のとおり定める。

- (1) 本人死亡 10,000 円
- (2) 病欠(1ヶ月以上) 5,000 円
- (3) 父母の死亡 5,000 円
- (4) 災害などの特別な場合 別途に考慮する。

第3条 学校職員の慶弔並びに災害見舞は、次のとおり定める。

- (1) 転退職 花束贈呈
- (2) 本人死亡 10,000 円
- (3) 災害などの特別な場合 別途に考慮する。

附則 この規程は平成16年4月1日より実施する。

生徒部関係申し合わせ

部活動に関する申し合わせ

1. (部活動願)

部活動を行う場合には、年度初めに部活動願(部名、活動場所、活動日、活動時間、部員名簿等)を提出し許可を得なければならない。

2. (活動時間)

部の活動時間は次の表のとおりとする。

授業日	放課後～19時00分
休業日	8時30分～15時45分

※ 冬期期間中は天候等により活動時間を制限することがある。

3. (特別練習許可願)

特に活動を強化する必要がある場合には、大会・発表会の3週間前においては、夏期・冬期とも20時まで、1週間を単位として活動時間の延長を願い出ることができる。

4. (定期考査日割発表から考査期間の部活動)

定期考査は考査時間割発表から考査期間中、実力テストは実施日3日前よりテスト期間中の部活動は実施しないものとする。ただし特別の事情がある場合には願い出ることができる。

5. (施設・設備等の使用)

校舎・校庭・部室及び校具等の施設・設備の使用にあたっては、各部の顧問と施設・設備を管理している教職員の指導のもとに、各部の部長が責任をもって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用している施設・設備等は常に清潔にしておくこと。また、活動終了後は必ず使用箇所を清掃し、用具等は整理・整頓しておくこと。
- (2) 使用している施設・設備等の取り扱いは丁寧にすること。また、万一破損、紛失があった場合には、直ちに届け出ること。その際、その一部または全部を関係生徒に弁償させることがある。
- (3) 使用を許可されている以外の施設・設備を使用(借用)する場合には、責任者を定めて、事前にそれらを管理している教職員の許可を得ること。
- (4) 火気及び危険物を使用する場合には、顧問またはそれに代わる指導者の特別の指導を要すること。

6. (大会及び発表会出場の制限)

次の各項に該当する者及び部については、部顧問の自発的な申し出に基づき、大会・発表会への出場を一定期間停止させることができる。

- (1) 懲戒処分を受けた者。
- (2) 学業成績が著しく不振な者。

- (3) 部員が懲戒処分を受けた部。
7. (施設・設備等の使用停止)
この申し合わせ事項に違反した場合には、施設・設備等の使用を停止させることができる。
8. この申し合わせ事項に疑義が生じた場合には、顧問会議を経て職員会議で決定する。
- 附 則 この申し合わせは、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

青森東高校クラブハウス管理運営規程

- 第 1 条 名称は「クラブハウス」と称する。
- 第 2 条 クラブハウスは、青森県立青森東高等学校の教育方針に則り、生徒の教育効果の向上と部活動振興のための部室・トレーニング室として使用する。
- 第 3 条 クラブハウスの管理・運営の業務を行うため、次の委員会をおくものとする。
管理運営委員会
教頭・事務長・生徒部長・文化・運動部代表顧問・生徒部若干名
- 第 4 条 管理運営委員会、本クラブハウスの管理運営に関する事項を審議する。
- 第 5 条 クラブハウスの使用に関しては、別に「使用心得」を定める。
- 第 6 条 使用心得を守らない場合は、使用を禁止する場合がある。
- 第 7 条 クラブハウスの維持管理に必要な経費は、県が負担する。
- 第 8 条 クラブハウスの施設・設備・備品等の破損に関しては、損害を与えた者にたいして、原則として弁償させるものとする。
- 第 9 条 この規程の改正は、管理運営委員会で審議し校長の承認を得てなされる。
- 附 則 この規程は平成 25 年 2 月 13 日より施行する。

青森東高校クラブハウス使用心得

- 1 顧問の留意点
- (1) 定期的に点検、使用状況を指導する。
 - (2) 施設・設備・物品等に破損がある場合には生徒部に報告する。
 - (3) 施錠・消灯・整理整頓等を指導徹底する。
- 2 生徒の留意点
- (1) 生徒共有の場であることを意識し、大切に使用すること。
 - (2) 施設・設備・物品等に破損がある場合にはただちに顧問に報告すること。
 - (3) 整理整頓を心がけ、清掃は常時行うこと。(部室以外は当番をきめる)
 - (4) 火気の使用は禁止する。(トレーニング室は別)
 - (5) 使用時間は決められた時間内とする。(詳細は別に定める)
- 平日は放課後 19 : 00 休日 8 : 30～15 : 45
下校 19 : 30 下校 16 : 00
- 3 鍵の管理について
- (1) 鍵の管理は生徒部・事務室とする。(一回ごとに返却)

図書館利用規程

第1章 総 則

第1条 開館時間は始業時より終業時までとする。ただし、臨時に変更することがある。

第2条 休館日は学校休業日, その他指示した日である。

第3条 図書等はていねいに取り扱い, 紛失または汚損した場合は, 原則としてこれを弁償することとする。

第4条 館内では静粛を旨とし, 他人の迷惑となるような行為は慎むこと。

第2章 館内閲覧

第5条 入館時には, 受付カウンターに図書館利用カードを提示すること。

第6条 館内では, 図書等は自由に選択して閲覧できる。

第7条 閲覧した図書は必ずもとの配架位置に返却すること。

第8条 図書等の閲覧は必ず閲覧室で行う。

第3章 館外閲覧

第9条 図書の貸し出しは昼休み及び放課後に行う。

第10条 貸し出し冊数は1人3冊まで, 期間は1週間以内とする。

第11条 貸し出しを希望する者は, 図書館利用カードを係に提示し, 所定の手続きをしてもらい, 図書の貸し出しを受ける。また, 返却は所定の手続きによるものとする。

第12条 返却延滞, 無断帯出等に対しては貸出停止等の措置をとることがある。

第13条 年鑑, 辞書・事典類, 貴重図書(「禁帯出」のラベルを貼付してあるもの)及び新聞・雑誌などは原則として貸し出しは行わない。

第14条 長期休業中の貸し出し方法等についてはそのつど発表する。

第15条 授業, 受験, 進路, 部活動等の調査や研究で特に貸し出しを必要とする場合は, 上記にかかわらず図書館職員に申し出て借りることができる。

附 則 平成21年4月1日一部改正・施行

附 則 令和7年4月1日一部改正

本校の沿革

昭和 38 年 9 月 18 日	青森県教育委員会第 186 回臨時会において青森県立甲田高等学校（全日制の課程普通科）の設置を議決。
〃 38 年 10 月 9 日	青森県議会第 75 回定例会において同校設置を議決。
〃 39 年 1 月 10 日	青森県教育委員会第 180 回定例会において校地を原別に決定し、校名を青森県立甲田高等学校から青森県立青森東高等学校に変更。
〃 39 年 4 月 1 日	青森市大字浦町字野脇 341 番地において開校。初代校長菊池正就任。
〃 39 年 4 月 6 日	仮校舎（青森市立北斗高等学校）において開校式、入学式を挙行。
〃 39 年 4 月 17 日	青森市大字原別字遠山 26 番地において本校舎起工式を挙行。
〃 40 年 3 月 29 日	校舎新築第一期工事完成につき仮校舎より原別の新校舎へ移転完了。
〃 40 年 9 月 18 日	校舎落成記念式典挙行。
〃 43 年 9 月 18 日	創立 5 周年記念式典挙行。
〃 43 年 10 月 28 日	青森県教育委員会第 206 回臨時会において理数科の設置を議決。
〃 44 年 8 月 9 日	生徒館「東朋寮」落成式挙行。
〃 46 年 11 月 12 日	第二体育館竣工。
〃 48 年 9 月 18 日	創立 10 周年記念式典挙行。
〃 53 年 8 月 20 日	体育用具庫兼更衣室増築。
〃 55 年 4 月 1 日	青森県立青森東高等学校平内分校設置。
〃 56 年 3 月 31 日	理数科廃止。
〃 58 年 4 月 1 日	平内分校が青森県立平内高等学校として独立。
〃 58 年 9 月 18 日	創立 20 周年記念式典挙行。
〃 59 年 12 月 8 日	新生徒館「東朋寮」改築落成式挙行。
平成 5 年 9 月 18 日	創立 30 周年記念式典挙行。
〃 6 年 3 月 20 日	柔剣道場竣工。
〃 15 年	創立 40 周年。
〃 15 年 10 月 2 日	青森県議会において校舎改築工事（単位制高校）承認可決。
〃 16 年 4 月 1 日	全日制普通科単位制高等学校へ改編、定員 280 名。
〃 17 年 3 月 11 日	校舎改築工事竣工。
〃 17 年 5 月 27 日	校舎改築落成記念式典挙行。
〃 19 年 12 月 21 日	ソフトボール場整備。
〃 22 年 4 月 1 日	青森県立平内高等学校校舎化により青森県立青森東高等学校平内校舎となる。
〃 23 年 3 月 28 日	第一・第二体育館竣工。
〃 23 年 10 月 5 日	旧第一・第二体育館解体。
〃 24 年 5 月 31 日	新アーチェリー場竣工、グラウンド完成。
〃 25 年 2 月 13 日	クラブハウス竣工。
〃 25 年 4 月 1 日	青森県立青森戸山高等学校を統合。
〃 25 年 9 月 21 日	創立 50 周年記念式典挙行。
〃 3 年 3 月 31 日	青森県立青森東高等学校平内校舎閉校。
〃 5 年	創立 60 周年。

希望の朝

木村重雄 作詞
間宮昭佳 作曲



希望の朝
希望の朝は東より
たなびく雲にそよぐ風
なびける旗は青春の
たぎる力のしるしなり
雄々しき友よいざ行かん
青森東の名は高し

希望の朝は東より
青葉若葉に日の光
輝く旗は勝どきの
歓喜導びくしるべなり
果断の友よいざ行かん
青森東の名は高し

寮歌

平川 清 作詞
間宮昭佳 作曲



寮歌
すさむ世のあらしをよそに
ともしびを求め集いし
けがれなき友と語らい
のぞみもて心とからだ
すこやかに学びてやまず
若き日のいのちをここに
安らげき夜のとばりに
文読める想いとどめず
果てしなき務めのまに
美わしく友と睦びて
ひんがしの雲晴れわたり
今朝の陽も高く昇りぬ

われら東の

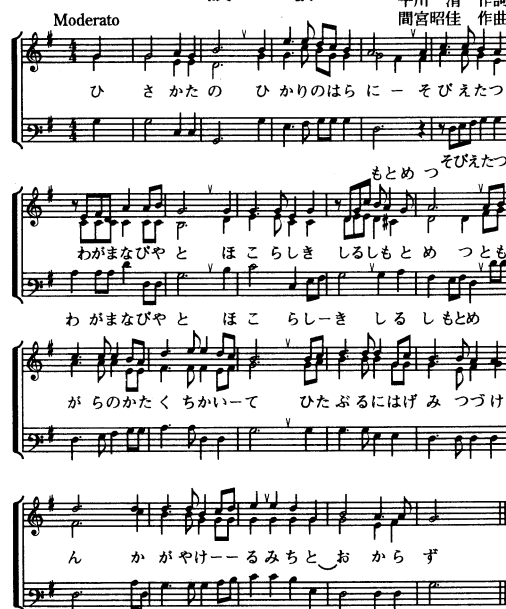
平川 清 作詞
大沢憲一 作曲
間宮昭佳 編曲



われら東の
朝の陽に映え眉高く
若き生命のたぎるとき
未来の夢に胸ぞ湧く
われら東の雲仰ぎ
希望に燃ゆる盛りなれ
陽の高くして学び舎に
伸ぶる若葉の緑濃く
金の十字に光あれ
われら東の雲仰ぎ
友垣しげく睦むべき
夕べ陽を受けとこ永久に
明日の栄えを想うとき
自主礼節と友愛と
われら東の雲仰ぎ
拓ける史ぞ讃えなん

讃歌

平川 清 作詞
間宮昭佳 作曲



ひさかたの光の原に
そびえたつ我学舎と
ほこらしきしるし求めつ
ともがらの堅く誓いて
ひたぶるに励み続けん
輝ける道遠からず

卒業賛歌「門出の朝」

平川 清 作詞
間宮昭佳 作曲

Moderato

〈卒業生〉み と せのつきひ すぎて ともにまなび ともにあそび
し しとともとかわ せるおもい み じ かりき
せしゆんのゆめ か えりこぬ くらくのうび よ
〈卒業生〉はた し えぬ うれ い のこれ ど あたら しききほ
〈在校生〉はれ の ひの すだ ちは え あれ すこ やかに のび
うにたちて いまこ こ にわかれをつげ ん
ゆくみけの あたら し きかど でのあさ に
〈全員〉かが やけよわれらがひ が しとも にさか え よ
〈在校生〉は る ちかー く ゆき
にさすひ の ひーかりかざさん ひがしのとも よど
そうのみち なお ひとす じ にせんだつのつく
りのこせーし どんとうをつよくいかさーん D.S.

卒業賛歌「門出の朝」

平川 清 作詞
間宮昭佳 作曲

(卒業生) 三年の月日すぎて
ともに学び ともに遊びし
師と友と交わせる想い
短かかりき青春の夢
還り来ぬ苦楽の日々よ
果たし得ぬ憂い残れど
新しき希望に立ちて
今ここに別れを告げん
(全員) 輝けよ われらが東
ともに栄えよ
(在校生) 春近く雪にさす陽の
光かざさん 東の友よ
同窓の道 なおひとすじに
先達の作り遺せし
伝統を強く活かさん
晴れの日の巣立ち 光栄あれ
健やかに伸びゆく未来の
新しき門出の朝に
(全員) 輝けよ われらが東
ともに栄えよ

勝利の栄え

池辺寛治 作詞・作曲

1. あ おきむつー わ ん な み のほ に わし
2. み どりしたー た るはー こう だ わし
れ らが ち し おど う どう と あお
ん く の は た も あ ざ やか に あお
も りひがし のいー き た け て しょう
も りひがし をとどろ か せ せん あ
一 りの は え はこ こ にあ り
お ぐわれ の ま ゆ あ がる

二、
あ おぐわれらの眉あがる
青森東をとどろかせん
深紅の旗もあざやかに
緑したたる八甲田
勝利の栄えはここにあり
青森東の意気たけて
我等が血潮どうどくと
一、
青き陸奥湾波の穂に
勝 利 の 栄 え

応援歌 あゝ東方

丹内正一 作詞
間宮昭佳 作曲

Moderato

1. ああとうほうに ひかりあり はぐりゆういだける こうださん
2. ああとうほうに ひかりあり おもいははるかー くものみね
さとしは たかく かん げ き の わかきいのちは
りそうの いろに すむ こ ころ か ぜ た つ は ら の
ふるいたつ } つくすちかい に さ か え あー
わこうどの
れ ひがしよ ひがし われらがひがし

二、
東よ東 われらが東
尽くす力に栄えあれ
風立つ原の若人の
理想の色に澄む心
思いは遙か雲の峰
あゝ東方に光あり
一、
あゝ東方に光あり
白龍いだける甲田山
啓示は高く感激の
若き命は奮い起つ
尽くす力に栄えあれ
東よ東 われらが東

応援歌「あゝ東方に」

【 メ モ 】

生徒会組織図

